

イギリスにおける財務報告制度

IAS への対応を中心として

井 戸 一 元

Financial Reporting in the U.K.

Kazumoto IDO
Toyohashi SOZO College

Keywords

Financial Reporting, International Accounting Standards, True and Fair View

Abstract

Standard Setting.

The Financial Council Limited provides support to its operational bodies: the Accounting Standards Board (ASB) and the Financial Reporting Review Panel. The ASB promulgates and issues accounting standards. These standards are to be followed unless there are good reasons for departing from them. Generally accepted accounting principles stem from the following:

- Valuation requirements, accounting for consolidations, disclosure requirements, and format of financial statements are covered by the Companies Act of 1985, as amended in 1989.
- *Financial Reporting Standards* (FRSs) issued by the ASB.
- *Statements of Standard Accounting Practice* (SSAPs). SSAPs were issued by the Accounting Standards Committee (ASC) before the ASB was formed. The Accounting Standards Committee was replaced by the ASB.
- *Statements of Recommended Practice* (SORPs) issued by the ASC. These are used when no specific guidelines exist for a specialized area.
- Approved SORPs issued by specialized industries and approved by the ASB.
- The U.K.'s International Stock Exchange's Continuing Obligations cover disclosure requirements for companies listed on the Stock Exchange.
- Technical releases such as those issued by ASB.

Unlike the U.S., where the SEC has the authority to set detailed rules for financial statements, no such legal power exists in the United Kingdom. There are certain laws and established practices that must be followed, but by and large corporate directors in the U.K. have considerable discretion.

Financial Statements.

Required financial statements include a income statement, a balance sheet, a cash flow statement (for large companies), a statement of total recognized gains and losses, a statement of accounting policies, and accompanying notes. Financial statements are generally based on historical cost except in specific situations where the Companies Act allows use of either current cost or market value.

Consolidation.

Consolidation is required for all subsidiaries, partnerships, and limited companies. Control is the key criterion rather than legal ownership. Exceptions to consolidated statements are:

- The investment in the subsidiary is not material. However, if two subsidiaries exist, the total investment should be considered in applying the materiality criterion.
- Restrictions are such that the parent company cannot exercise control.
- Subsidiary information cannot be obtained.
- The subsidiary is for resale.
- The operations of the subsidiary(ies) are so dissimilar that including them would not convey a true and fair view.

Segment Information.

Segment reporting is required. The directors determine the segments according to appropriate categories of lines of business and geographical areas. The required disclosures include sales and profit or loss of each segment. Disclosure requirements for public companies and large private companies are more extensive and also include disclosure of net assets, income before tax, extraordinary items, interest, etc. Public companies are defined by the Companies Act as those with a minimum initial authorized share capital of £ 50,000 and at least 25 percent of the shares must have been paid up. Large private companies are those that meet certain specifications for income, total assets, and average number of employees. The criteria for income and assets are adjusted periodically for inflation.

1. はじめに

1998年1月の公表時点で、ドイツ、フランスは欧州連合 (European Union : EU) 域内で企業の合併・買収 (Merger and Acquisition : M&A) の動きを加速させている。97年のM&A取引総額は、ドイツで前年実績の約2.3倍、フランスで同1.4

倍となっており、過去最高を記録している¹⁾。これは、経済のグローバル化に対応して先行するアングロサクソン系のアメリカやイギリスの企業が機動的なM&Aで収益力・競争力を強めていることに触発されたものである。また、1999年には、欧州通貨、ユーロ (EURO) 統合によりEU域内の企業競争が激化するとの観測から、欧

1) 日本経済新聞 1998年1月24日朝刊。

州企業も大型再編を展開しつつある。いずれも軌を一にする。他方、1980年代半ばから90年代初頭にかけての前のEUにおけるM&Aブームは、事業の多角化・収益性を無視した規模拡大路線であったが、今回のM&Aは極めてこれとは対照的である。

アングロサクソン系の会計基準よりといわれる国際会計基準（International Accounting Standards : IAS）の承認時期を1998年11月にひかえ、ドイツ、フランスといったフランコジャーマン系の多国籍企業（Multinational Enterprise : MNE）の欧州における事業再編戦略の一端を垣間見ると、IASとの調整の点で一步先をゆくとされるアングロサクソン系のイギリスのIASへの対応について本稿は検討したい。IASが承認された後に、IASは1999年4月に施行される予定であるからである。ただし、1998年2月の段階では、EU15カ国のなかでユーロ統合への参画は、イギリスを除く11カ国にとどまるとの観測もあり、予断を許さない状況である。本稿では、IASのローカル・ルールに対する立場とイギリスの会計基準設定主体、昨今注目を浴びている連結財務諸表を含む財務会計制度の概要の検討を通じて、イギリス会計基準とIASとの調和化調整過程に検討を加える。

2. IASとローカル・ルール

IAS適用会社の増大をにらみ、国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee : IASC）は、実務指針委員会を新たに設置することにより、IASの解釈や同基準がカバーしていない新たな領域に緊急対応する実務指針を作成してきた。実務指針発行権限はこの委員会にある。さらに、IASCは各国によるローカル指針の発行を認めない方針をとってきた。これは、指針作成にはローカルの意見聴取は実施しても、せつかくのIASにローカル・ルールは認めたくないとの意思を反映させたものである。

では、プライベート・セクターであるIASCが作成した会計基準を利用する実務は、どのよう

に進展することになったのであろうか。殊にIASによるコア・スタンダード完成と各国のパブリック・セクターの集合体である証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions : IOSCO）によるその後の承認は、証券監督者が自国で資金調達をする外国企業に対して、IASによる財務諸表を選択肢として認めるようになることを意味するに過ぎない。証券監督者は各国会計基準による開示のばらつきとその拡がりを可能な限り回避したいし、企業も開示不足と解されるような不利な評価を避けたい。また、投資家にとって財務諸表の国際比較可能性が担保されないことは、投資家の市場への参入・撤退の意思決定をすることの阻害要因となる。そこで、国籍を問わない資金調達の場面では、IASへの調整財務諸表を含むIASによる財務諸表の開示が、実務慣行化される可能性が高い。1998年2月現在、アメリカ基準（米国証券取引委員会、Securities and Exchange Commission : SEC基準）が国際基準といえる状況下にあるため、アメリカ基準を受け入れない国はない一方で、アメリカ企業にはアメリカ基準しか当局は認めないことから、アメリカ基準が実質的国際基準といえよう。

アメリカ基準は、設定主体の1つである財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board : FASB）を觀ても、その各種の利害関係者からの独立性、公聴会開催による作成過程の透明性において作成手続き上、公正さに欠ける点はない。この手続を「適正の手続」、あるいは「デュー・プロセス（due process）」と呼ぶが、アメリカ企業のために作成したアメリカ基準が、即、国際基準と言い切れるかについては議論の余地を残している。アメリカ基準が国内基準の枠組みを超えた基準であるとは断定できないからである。IASCによって途上国版IAS設定の検討も行われつつある。ただ、アメリカ基準が真のIAS設定と関わるなかで、前者が後者を内容的にリードするものであるとは言える。現行では、ロンドン証券取引所（London Stock Exchange）での外国企業の財務諸表に関する要件、特に、採用しうる会計基準については、ロ

ンドン証券取引所上場規則の「第3章 上場要件」の3.3(C)項で次のように規定している。「申請者は、申請者の国内法及びすべての重要な点において英国の会計基準、アメリカ合衆国の会計基準またはIASに準拠して作成された監査済財務諸表を公表または提出していなければならない。」²⁾

MNEが、資金調達を多くの国々においてIASに基づき実施した場合、各国証券監督者は外国企業に認めた基準を自国企業の国内基準として認めるか否かという問題に直面することになる。IASをそのまま自国基準とする国では問題が発生する可能性は少ない。だが、現実の問題として日本を含む先進国は自国基準をIASとは別に有している。そこで早期に自国基準をIASに近いものに調整することによって自国企業の財務諸表を二重に作成することに伴い発生する費用など、さまざまな負担の軽減要請がよくなっている。そこで、各国がいかにこのような会計基準の国際的調和化にむけて対応しているか、検討することは興味深い課題である。別の角度において、すなわち、経済協力開発機構(Organization for Economic Cooperation and Development: OECD)が1987年の「会計基準の調和化 第3号 税および財務報告の関係」³⁾のなかで述べているように、マルチプル・コードによるファイル管理によって国内基準とIASいずれにも対応可能な形でデータを共有する、つまりデータの一元管理の有効性とその可能性について検討したところ、デュアル・システムを構築することは、実現可能であるとの結論づけを行っている。

3. 会計基準設定主体

イギリスの正式名称は、「グレート・ブリテン

および北アイルランド連合王国」である。イングランド、ウェールズ、スコットランドおよび北アイルランドからなる連合王国である。わが国の公認会計士に相当するのは、勅許会計士(Chartered Accountant)であるが、この会計士団体としてはイングランド・ウェールズ勅許会計士協会(Institute of Chartered Accountants in England and Wales: ICAEW)、スコットランド勅許会計士協会およびアイルランド勅許会計士協会の3つがある。1970年代末までは、これらの全地域にわたって統一された会計基準設定主体は存在せず、国内の統一会計基準も存在していなかった。

1976年に初めて全国的な会計基準設定主体としての会計基準委員会(Accounting Standard Committee: ASC)が設立された。IASCは1973年に設立されている。ASCは、1990年に解散するまで、25の会計実務基準書(Statement of Standard Accounting Practice: SSAP)を公表した。1975年(その後、1986年改訂)のSSAPの説明前文のなかで、SSAPとIASとの関係をめぐって次のような説明をしている。

「会計士団体は、会計基準の国際的調和化を推進することが重要だと考えている。会計士団体は、これまで、この調和を推進するために、一体となって、IASCの事業を支持してきた。そうした支持の一環として、会計基準は、それぞれ該当するIASとの関係を説明するためのセクションを設けている。ほとんどの場合、この会計基準に準拠すれば、IASにも準拠したことになる。そうでない場合、イギリスおよびアイルランドの会計基準の方で、両者の相違を説明している。万が一、両基準が大きく相違することがあるとすれば、イギリスおよびアイルランドの会計基準を採用することになる」⁴⁾と。このように、ASCが設立された時点から、ASCは会計

2) 牧 哲郎稿「国際会計基準と主たるマーケットの国際調達におけるその受け入れ状況」『JICPAジャーナル』(1996.11)53頁。

3) OECD, Accounting Standards Harmonization No. 3, *The Relationship Between Taxation and Financial Reporting—Income Tax Accounting*, 1987.

4) 田名部 雅文稿「イギリスにおける国際会計基準導入状況」『JICPAジャーナル』(1996.11)28頁。なお、翻訳については、田中 弘・原 光世共著『イギリス会計基準書』中央経済社(1990.6)ならびに田中 弘・原 光世共著『イギリス財務報告基準』中央経済社が主に用いられている。

基準の国際的調和化を意識してきた。

ASCは、会計士団体の合同委員会であったため、1990年に会計士団体から独立した新しい会計基準設定主体、会計基準審議会（Accounting Standard Board：ASB）を設立した。ASBが公表する会計基準が、イギリス会社法でいうところの会計基準であることが条文上で明示され、商法上認知されることになった。この点に、従来にはない大きな意義が認められる。逆説的であるが、ASBが真のイギリス会計基準の設定主体となったと言える⁵⁾。

ASBは、ASCが公表したSSAPのうち、22の基準を会社法で認められるべき新たな会計基準として採用した。ASBが新たに会計基準として公表するものは、財務報告基準（Financial Reporting Standard：FRS）と呼ばれることになり、96年5月までに8つのFRSが公表されている。FRSとなる前段階の草案は財務報告公開草案（Financial Reporting Exposure Draft：FRED）と呼ばれている。1993年のFRS前文にも、IASとの関係をめぐって次のような記述がある。

「FRSは、国際的な動向に十分な注意を払って決められる。ASBはIASが国際的な財務報告を調和しようとしていることを支持する。そのような支持の一部としていずれのFRSにも、同一のテーマを取り扱ったIASとの関係を説明した一節を設けている。ほとんどの場合、FRSに準拠すれば、自動的に該当するIASにも準拠したことになる。会計基準の要件とIASが相違する場合は、ASBの会計基準の適用を受ける報告実体は会計基準に従うべきである。」⁶⁾
これは、IASへの準拠性について、ASBがASCとまったく同じ立場をとることを改めて表明したものである。

4. 財務報告制度概要

現行会社法は、1989年に一部が改正された

1985年会社法（Companies Act of 1985）である。85年会社法は、計算書類について第226条（2）にて「貸借対照表は期末における会社の財政状態（the state of affairs）に関して真実かつ公正な概観（a true and fair view：TFV）を提供しなければならず、損益計算書は当該会計期間の会社の損益に関して真実かつ公正な概観を提供しなければならない」と規定している。TFVは、イギリス会社法上の最高規範概念である。EC会社法指令との調整の結果、貸借対照表および損益計算書の形式と内容、注記形式で開示されるべき追加情報について1985年会社法の付則4（schedule 4）は詳細な会計規定を設けている。そしてこの規定への準拠を第226条（3）にて指示している。また第226条（4）にて、付則4および会社法のその他の規定に準拠して作成された計算書類がTFVを提供するのに不十分な場合、必要な範囲で追加情報を開示しなければならない、と規定している。さらに、イギリス会社法の特徴として、離脱規定第226条（5）をあげることができる。「特別の状況において関連規定への準拠が真実かつ公正な概観の要請と一致しない場合には、取締役は真実かつ公正な概観を提供するために必要な範囲で当該規定から離脱しなければならない。離脱が行なわれた場合には、その理由および影響が計算書類に対する注記において示されなければならない。」⁷⁾これは、イギリスが慣習法の国であることから、厳格なる法規への準拠性を採ってはいないことを意味する。

1989年会社法においては、「計算書類が適用可能な会計基準に準拠して作成されたか否か、またそれからの重大な離脱があった場合にはその旨およびその理由が示されなければならない」（付則4 36A条）が85年会社法に新たに追加された。これは、会計基準に法律に準ずる地位を認めたものと言えよう。

イギリス企業の形態は、会社（公開会社・私会

5) Lee H. Radebaugh & Sidney J. Gray, *International Accounting and Multinational Enterprises (fourth ed.)*, (John Wiley & Sons, INC. 1997) p. 84.

6) 田名部 雅文稿 前掲論文 29頁。

7) 石川 昭・佐藤宗弥・田中隆雄編著『現代国際会計』税務経理協会（1996. 6）57頁。

社) 組合、個人企業に分けられる。公開会社・私会社においては、1985年会社法は次の書類の提出を義務づけている⁸⁾。

- (1) 年次申告書 (annual return)
..... 登記所届出用書類
- (2) 年次報告書および計算書
(annual reports and accounts)
..... 年次株主総会提出用書類
- (2.1) 損益計算書およびグループ損益計算書
- (2.2) 貸借対照表およびグループ貸借対照表
- (2.3) 監査報告書
- (2.4) 取締役報告書
- (2.5) 計算書類注記

5. 連結財務諸表

5.1 連結会計基準の沿革

1933年、ロンドン証券取引所は連結財務諸表の公表に関する規則を表した。第二次世界大戦によって当時の上場企業には適用されずに終わったが、企業サイドからの連結財務諸表の開示に対する反対運動は大戦の影響から大幅に後退した。同時に情報利用者サイドからの情報開示要求についてもトーンダウンした。1945年のコーエン委員会の勧告を受けてヨーロッパで初めてイギリスは、1947年会社法(1948年会社法に統合)において、持株会社に対して連結財務諸表の公表を要求した。1948年会社法は、1967年の会社法改正、1985年会社法の整理統合を経て、EC会社法指令第7号への準拠をめざした1989年会社法に至るまで、そのまま引き継がれた。

前述のようにイギリスでは、1948年会社法により連結財務諸表が法的に強制されるようになった。だが、具体的な会計処理方法までは規定

しなかったため、職業会計士団体が会計基準の設定に取り組むこととなった。ICAEWが1977年7月に公開草案第20号「グループ財務諸表」を公表した。1978年9月には、ICAEW内に設けられたASCがSSAP14「グループ財務諸表」を公表した⁹⁾。イギリスで初めての連結会計基準書である。この基準書は、1985年会社法により国内法化された。この基準書の公表前後から、会計基準と法律の間の関係の曖昧さが論争の種となり、1988年の「会計基準づくり」についてのディアリング委員会報告を待つことになった。その結果、会計実務規制に利害が絡む広範囲の機関により支援された財務報告評議会(FRC)の傘下で、会計基準設定のための新しい枠組みが導入されることになった。その間に、1983年6月にはEC会社法指令第7号が制定された。この指令は、イギリス1985年会社法(1989年会社法により改正された)によって国内法化されたが、新たな会社法の規定は若干、会計基準書とは相違することになった。1990年6月にはASCが公開草案「連結財務諸表」を公表した。その後、1990年12月に新たに会計基準設定主体となったASBがSSAP14を吸収する形で中間報告書(Interim Statement)「連結財務諸表」を公表し、会社法と会計基準書の目的が同一となるように調整した。この中間報告書を最終的なものとする方向で調整が図られた結果、1992年7月にFRS2「子企業の会計」が公表された。FRS2は、国際的調和を果たした基準である¹⁰⁾。現在のイギリス連結会計は、主に3つの制度の上で成立している。

- (1) EC会社法指令第7号によった1989年会社法
- (2) 1992年7月に採択され、1992年12月以降に採用されることになったFRS2
- (3) 関連会社に関するSSAP1(持分法)

8) 権 泰殷編著『国際会計』創成社(1995.6)48頁。

9) グループ財務諸表は、原則として連結財務諸表の形態をとるが、必ずしもそのみを指しているわけではない。従来まではそれに代わるさまざまな表示形式が認められていたが、1989年会社法において初めて、グループ財務諸表は原則として連結財務諸表でなければならないと規定された(第227条(2))。

10) 山地範明著『連結会計の生成と発展』中央経済社(1997.9)244頁。

(2)のFRS2は、会社法を適用するための施行令にあたるものであり、必要に応じて会社法の条文を補足するものである。(FRS2. p. 9, footnote) ただし、1985年会社法付則4Aが現在も有効であることから、連結会計の手続について詳細な規定を行っている。

5.2 連結会計基準のフレームワーク¹¹⁾

(1) 連結方法

1989年会社法は、「実質支配力基準」により子会社を定義しており、原則としてすべての親子会社は、「全部連結」を適用している。資本参加をしていることで経営に対して重要な影響力を有する関連会社（議決権株式の20%以上を保有している場合は、反証できない限りすべて関連会社とみなす。）と、何らかの理由で連結対象から除外された子会社に対しては、「持分法」の選択適用を認めている。FRS2は、「比例連結」について言及していないが、非法人のジョイント・ベンチャーに対しては比例連結法の適用を規定している。

(2) 連結除外と連結免除

連結除外……………(a)子会社の資産や経営に対する親会社の権利行使が実質的に長期間制限されている場合、(b)子会社に対する支配が一時的でしかない場合、(c)異業種であることによって、連結対象にすることが真実かつ公正な

概観規定に反する場合に連結除外する。(a)、(b)について、会社法は免除理由としているが、FRS2は、除外のための義務条件としている。したがって、会社法の定めるところの、連結除外した子会社があれば、その会社の名称、連結除外した理由を示さなければならない(par. 26)ということで連結除外基準は、会計基準書と会社法上の基準では異なっている。

連結免除……………連結ベースで一定規模に達していない子会社や重要性がないと認められる子会社を連結免除する。会社法は、連結に必要な情報が合理的なコストと時間のなかで得られない場合、連結除外としている。FRS2では、その除外が重要でない場合を除いて、免除は認められない、としている。FRS2は、次の4つのいずれかを根拠に連結財務諸表の作成は免除されるとしている。(a)親会社が帰属する企業集団が小規模または中規模¹²⁾であって、会社法第248条において定義されている免除規定不適用企業集団でもない場合（ただし、構成員のなかに公募会社、銀行、保険会社または1986年金融サービス法の下で資格が付与されているものが含まれている場合は、免除規定の適用は受けられない）、(b)親会社が完全所有子会社であって、その直接の親会社がEC加盟国の法律によって設立されている場合（ただし、この免除を受けるためには、会社法第228条(2)の条件¹³⁾

11) 齊藤昭雄稿「イギリス連結会計基準の国際的調和」『日本会計研究学会特別委員会中間報告 連結会計基準の国際的調和』(1997. 9. 10) 19頁～20頁。

12) 総売上高、資産総額、従業員数の以上3つの規模基準に基づき、そのうちの2つの規模基準値を満たす会社は、それぞれ小規模企業集団、中規模企業集団として、連結財務諸表の作成が免除される(第249条(3))。ただし、これらの条件を満たしても、企業集団内に公開会社、銀行、保険会社などが含まれる場合、連結財務諸表を作成しなければならない(第248条第2項)。ここで純額とは、連結上の相殺消去・修正がなされた後の金額を言う。また、総額とは連結上の相殺消去・修正がなされていない金額を言う(第249条(4))。【小規模企業集団】総売上高 純額 £ 2,000,000以下(または総額 £ 2,400,000以下) 資産総額 純額 £ 1,000,000以下(または総額 £ 1,200,000以下) 従業員数 50人以下。【中規模企業集団】総売上高 純額 £ 8,000,000以下(または総額 £ 9,600,000以下) 資産総額 純額 £ 3,900,000以下(または総額 £ 4,700,000以下) 従業員数 250人以下。

13) 会社法第228条(2)は、つぎの条件を規定している。(1)中間親会社がより大きな企業集団の連結財務諸表(上位連結財務諸表)に連結されていること。(2)上位連結財務諸表が作成され、監査を受けたものであること。さらに、親会社の年次報告書が、EC会社法指令第7号の規定に準拠して加盟国の法にしたがって作成されていること。(3)中間親会社は、その個別財務諸表に、上位連結財務諸表の作成を免除された旨を開示すること。(4)中間親会社はその個別財務諸表に、上位連結財務諸表を作成する親会社の名称および次の3つの事項を開示すること。親会社がグレート・ブリテン以外で設立された会社である場合、その国の名称。親会社がグレート・ブリテン内で設立された会社である場合、イングランドおよびウェールズ、もしくはスコットランドのうちいずれの登録会社であるか。会社形態をとらない場合、主要事業所の住所。(5)中間親会社は、個別財務諸表を提出する期間内に上位連結財務諸表および親企業の年次報告書の謄本を監査報告書とともに会社登記官に提出すること。(6)先の(5)の規定にしたがって会社登記官に提出される財務諸表および報告書に含まれる文書が英語でない場合、もとの言語文書に正確な英訳文書を添付すること。

に従わなければならない。なお、親会社がEC加盟国の証券取引所に何らかの証券を上場している場合は、免除規定の適用は受けられない)、(c)親会社が、過半数所有子会社であって、会社法第228条(2)でいう完全所有子会社としての免除条件をすべて満たしており、かつ、会社法第228条(1)(b)の追加条件¹⁴⁾をも満足している場合、(d)親会社の下にある子会社がすべて、会社法第229条によって連結除外が許容されているか、連結除外を強制されている場合(会社法第229条(5))。

(3) 外貨建財務諸表の換算

SSAP20の52項以下で、連結財務諸表作成時の換算処理を規定している。換算は原則として決算日レート・純投資額法を用い、期首における海外事業体への純投資額を決算日レートで再換算することによって発生する為替差額は、積立金にチャージされる。その活動とキャッシュ・フローが、親会社に密接に結びついている海外子会社の場合には、テンポラル法を用いる。

(4) 連結調整勘定の取扱

株式の90%以上を保有しているなどの一定の条件を満たしており、企業取得が合併とされる場合を除いて、SSAP22「のれんの会計」が適用される。パーチェス法(買収法)による。取得された企業の株式持分の公正価値と、識別可能純資産の公正価値との差額は、プラスの場合「積極のれん」、マイナスの場合「消極のれん」と呼ばれる。この差額は、原則として積立金にチャージされる。積極のれんは、組織的に償却することも認められている。合併される企業の場合には、FRS6「買収および合併」が適用される。持分プーリング法(合併法)による。すなわち、子会社の資産・負債は公正価値には直さず、子会社投資の帳簿価額と株式発行会社が受け取る株式の額面との差額は、積立金にチャージされる。この場合には、連結調整勘定に相当する差

額は発生しない。

(5) 未実現損益の消去

内部取引に関わる未実現損益については、会社法は親会社持分相当額だけの消去を認めているが、FRSは全額消去・持分按分負担方式を採用している。

6. 連結会計基準の国際的調和化

6.1 EC会社法指令第7号との調整

イギリスは、EC会社法指令第7号への準拠をめぐり会社法を改正し、FRS2を制定した。したがって、一応、EU域内での国際的調和を保っていると言える¹⁵⁾。たとえば加盟国との関係においてEC会社法指令第7号の連結範囲の決定基準は、基本的にはイギリス・アメリカの持株基準をとりながらも、ドイツ的な統一経営、フランス的な事実上の支配というコンセプトを反映した包括的な支配力基準を採用している。イギリスの場合、(1)連結財務諸表の作成義務については、EC会社法指令第7号の国内化以前は、連結財務諸表の作成義務がすべての企業集団に課せられていたので、逆に連結財務諸表適用会社が縮小されることになった。また、(2)連結の範囲については、同指令国内化以前は、会社形態をとっていない企業に対する連結規定は存在しなかった。(3)親会社の投資勘定とこれに対応する子会社の資本勘定との相殺消去については、7号はこれを連結日または取得日のみ行うことを求めている(第18条)。(4)連結のれんについては、7号は、親会社の投資勘定とこれに対応する子会社の資本勘定の帳簿価額との差額、または親会社の投資勘定とこれに対応する子会社の資本勘定の公正価値との差額、で算定される(第19条)としているが、フランコジャンマンの国々は前者を会計実務で用いていたが、イギリスおよびオランダ、スペインでは後者の

14) 会社法第228条(1)(b)で述べる追加条件は、全株式の過半数を所有されている場合には、次の要件を満たさなければならない。連結財務諸表の作成を要求する通知が、総計で(a)会社の総株式の50%超、または(b)会社の総株式の5%の株式所有者によって会社に送付されていないこと。このような通知は、関連する営業年度の前営業年度の終了する日の後6カ月以内に送付されなければならない。

15) C. Nobes, *Accounting Harmonisation in Europe (1995 Edition)*, Pearson Professional Ltd., 1995, pp. 124-125.

みが認められている。(5) 持分法の適用については、7号は、親会社が参加的持分を有し、かつ重要な影響を及ぼす企業が関連企業であると定義づけられている。これは議決権株式の20%以上の所有を指すものと推定されるが、この関連企業には持分法が適用される(第33条)。持分法は、イギリス、オランダ、デンマーク、フランスにおいては同指令国内化以前でも一般的であったが、ドイツでは法律上容認されていなかった¹⁶⁾。

このような調整問題を要約すると、次の3つの点で問題点を抱えていると言えよう¹⁷⁾。

(1) 複数の方法のなかから選択を認めている局面での対応問題

資本連結に際して発生する積極のれんは、会社法指令第7号では、資産計上したうえで5年以内に消却することを本則としている。もちろんイギリスのように積立金にチャージすることも認められてはいるが、EU域内でイギリス流の対応をしているところはないようである。たしかに、イギリスもその耐用年数にわたって償却することを認めており、指令への歩み寄りの兆候が認められる。償却年数が20年~40年といった長期を想定しているため、EU域内調整が必要になる。加盟国選択権の存在の具体例である。

(2) EC会社法指令第7号に規定がない領域での対応問題

EC会社法指令第7号は、セグメント情報開示、在外子会社の外貨表示財務諸表の換算、連結資金計算書などについて、規定を設けていない。たとえば、イギリス基準としては、セグメント情報開示について事業別・地域別セグメント情報開示を要求している。また、FRS1においては、連結ベースでもキャッシュ・フロー計算書を作成することを求めている。

(3) 可能性を軽視もしくは無視した形での対応問題

EC会社法指令第7号は、第12条において水平的結合の企業に対しても連結財務諸表の作成義務を課す道を開いてはいるが、イギリスもまた、その他の多くの国同様に、そのための国内法化をまだ用意できていない。これは国際的調和と大きく関わりをもつ問題である。EC会社法指令第7号を域外の企業にも適用する場合、域外の会計基準と十分な調整が必要である。異業種子会社の場合、7号は連結するとTFVの提供義務と矛盾する場合には、連結から除外しなければならない(第14条)と規定している。これは指令が制定された時期におけるアングロサクソン諸国における会計慣行を加味したものであったが、その後のFASB基準書第94号やIAS27においては、すべての子会社の連結が求められ、異業種子会社の連結除外規定は削除されているのが現状である。FRS2「子会社の会計」においても子会社の企業活動の内容が他の連結対象会社のものとあまりにも異なっているために、当該子会社を連結するとTFVを示せなくなると考えられる状況は例外的にしか発生しないととして、この規定の適用自体を制限している。イギリス以外の大半のEU加盟国は、異業種子会社を広義に解釈しており、通常の製造および商業活動を実施している企業集団における金融子会社がこれに該当する。このことにより、異業種子会社の連結除外規定は、加盟国により異なった適用事例を生じさせる可能性が高いものとなる。また、7号はEU域外企業の子会社が域内にある場合で、当該子会社が中間親会社としてさらに子会社を有している場合、当該域外企業である真の親会社がこの中間親会社を含む連結財務諸表を作成し、かつそれが7号指令に準拠して作成されるか、または同指令と同等の基準に準拠して作成されている場合には、域内にある

16) 拙稿「ドイツの財務報告と国際会計基準の国内化」『豊橋創造大学紀要 経営情報学部』第1号(1997.3)55頁~66頁参照。

17) 斉藤昭雄稿 前掲論文 20頁~21頁。

中間親会社は連結財務諸表作成の義務を免除することを認めている(第11条)。この同等の基準とは、IASを指すことは、容易に推定できる。7号とIASとの差異は限定的であり、次の2点である。(1)TFVの提供義務と矛盾する場合の異業種子会社の連結除外規定、第14条と(2)負の連結のれんの処理規定、第31条である¹⁸⁾。

6.2 IAS27との調整

FRS2が次のように57項および58項でIASとの関係について述べている¹⁹⁾。「FRSの遵守は、次の点を除いてIAS第27号『連結財務諸表ならびに子会社に対する投資の会計処理』の遵守を保証する。すなわち、IAS第27号は、その活動が、連結に含まれるその他の事業体(undertakings)のそれと異なるという論拠に基づいて、その子会社を連結から除外することはしないということである。異なった活動ゆえの除外は、法令によって要求される除外である。FRSの中で説明されているように、これは、子会社を含めることが、真実かつ公正な概観に抵触するというときにのみ、例外的に適用することが期待されている。」また、「IASCはすでにE45『提案書：結合会計』を発行している。それには、調和化計画を遂行するためのいくつかの提案を含んでいる。E45は、ある実体の子会社となったが100%所有されていない場合、少数持分は、彼らに帰すべき識別可能な資産と負債の取得前の繰越額で測定すべきであると提案している。FRSは、少数持分は、識別できる資産と負債が連結に含まれる額の中の持分相当額で測定されるべきことを、要求している。取得に対しては、それは、その時の公正価値である。この処理は、IASCによって許容される方法として提案されている。」(IASとイギリス会計基準の調整については、表1~表4「国際会計基準導入状況」を参照。)

7. むすび

国際資本市場において資金調達を実施する場合、企業は原則、資金調達先の会計基準に準拠して財務諸表を作成せざるを得ない。企業は本国基準と異なる会計基準に準拠して財務諸表を作成することになり、また、投資家は異なる会計基準に準拠した財務諸表を比較分析した上で、意思決定をしなければならないことになる。このような問題に対する処方箋としては、3つの方法が考えられる。第一に相互承認、第二に調整表の作成、第三に国際的会計基準の活用である。最も理想的な方法は第三のものであるが、企業は唯一の基準によって財務諸表を作成すればよいことになる。ただし、国際的「的」たりうるだけの力量が、IASにあるのか、という問題を残すことになる。IASを国際的会計基準とする場合には、国内法との関係が重要となる。殊に、資本市場において資金調達する際に作成される連結財務諸表にIASを適用することが考えられる。

EC会社法指令第7号は、EU域内における連結会計基準として、一定の意義が認められる。だが、その成立には、アングロサクソンとフランコジャーマンとの調整の産物であったという点から、IAS承認のためには大変な今後の問題が存在する点を縮図として認識していなければならない。多くの加盟国に会計処理上、選択権が認められているのも、そのなかに含まれる。7号とIASとの差異は「6.1 EC会社法指令第7号との調整」で示したようにきわめて限定的であるとはいえ、いくつかの問題点を残していた。イギリス連結会計基準は、IASへの準拠において大きな相違はないものの、7号との間においてはIAS同様、相違点が認められる。

会計基準の国際的調和化に関連して、イギリスは真の国際基準の設定に積極的に貢献すべきであると考える一方で、可能な限り国際的潮流に合致させようとする傾向がある。この意味

18) C. Nobes, *op. cit.*, pp. 131-135.

19) 斉藤昭雄稿 前掲論文 21頁。

において、イギリス基準は、国際的調和という観点から察するに、現状ではトライアングル体制の影響からダブル・スタンダードで対応せざるを得ない日本基準より一歩リードしていると言える。ASBの季刊のニュース・レター "inside TRACK" (1996. 4) によれば、ASBは税金会計のディスカッション・ペーパーに対する150通以上のコメントに対して一部計上方式の支持が大半であったこと、また、IASは全部計上方式を前提として新基準を作成中であること、そして6月中にはIASCによって承認される観測のある点を公表、というようにASBはIASCの動向を見守りつつ基準設定を検討していることを明らかにしている。このような設定経過を見ても前述の

点を裏づけるものとなっている。

EU加盟諸国の会計基準のIAS国内化を議論するとき、理論、歴史、政策を含め、EC会社法指令、IAS、そして国内法の動向を注視しなければならない。同じアングロサクソン諸国であっても、また、フランコジャーマン諸国であっても、歴史的には異なった経過の下で今日の会計基準を形成してきている事例があるからである。会計の国際的調和を考えると、重要な観点である。

本研究は、平成9年度文部省科学研究費「基盤研究(C)(1)」の補助金を受けた研究成果の一部である。

表1 国際会計基準導入状況

番号	タイトル	内容 (IASへの準拠性)
SSAP1	関連会社の会計	ASBの「暫定声明書：連結財務諸表(1990.12)」により修正されている。いずれもIASへの準拠についてはふれていない。なお、現在のFRED11「関連企業およびジョイント・ベンチャー」は、FRSとなり、IASへの準拠に言及されている。
SSAP2	会計方針の開示 (1971.11公表)	IASへの準拠については、ふれていない。選択可能な複数の会計基準の採用が認められている状況下でどの会計基準を採用したかについて開示を求めている点においてIAS1(1975.1)と重大な相違はない。
SSAP3	1株あたり利益 (1972.2公表) (1974.8改訂)	IASとしては、まだない。ただし、E52「1株あたり利益」公表。
SSAP4	国庫補助金の会計	IAS20「国庫補助金の会計および政府援助の開示」の規定は、SSAP4(改訂)「国庫補助金の会計」の内容とほぼ一致。SSAP4(改訂)に準拠すれば、IAS20に準拠したことになる。
SSAP5	付加価値税の会計	イギリス特有の制度につき、IASはない。
SSAP6	異常損益項目および 過年度修正	FRS3「財務業績の報告」により1992.10に撤回。
SSAP8	インビューテーション・ システムでの税金処理	イギリス特有の制度につき、IASはない。
SSAP9	棚卸資産および 長期請負契約	IAS2「取得原価主義会計における棚卸資産の評価および表示」、IAS11「工事契約の会計」の要件は、SSAP9(改訂)「棚卸資産および長期請負契約」の要件とほぼ同じ。よって、SSAP9に準拠すれば、両IASに準拠したことになる。
SSAP10	資金計算書	FRS1「現金収支計算書」の公表により、1991.9に撤回された。実務界からの批判により、ASBは1995.12にFRED10を修正案として公表。
SSAP12	減価償却の会計	SSAP12の適用範囲内の資産の場合、この基準書の要件に準拠すれば、IAS4「減価償却の会計」に自動的に準拠したことになる。
SSAP13	研究開発の会計	IAS9「研究および開発活動の会計」の規定は、(改訂)SSAP13「研究開発の会計」の内容とほぼ合致しており、(改訂)SSAP13に準拠すれば、重要な点ではすべてIAS9に準拠したことになる。

表2 国際会計基準導入状況

番号	タイトル	内容（IASへの準拠性）
SSAP14	グループ財務諸表	FRS2「子会社の会計」により1992.7に撤回。
SSAP15	繰延税金の会計	（改訂）SSAP15の要件にしたがえば、繰延税金に関する限り、自動的にIAS12「法人税等の会計」に準拠したことになる。ただし、IASCから1994.10にIAS12の修正のための公開草案（E49）「所得に対する税金」が公表されている。イギリスにおいてもSSAP15見直しの動向があり、1995.3にDPが公表されている。
SSAP17	後発事象の会計	IAS10「偶発事象および後発事象」における後発事象に関する規定は、SSAP17の内容とほぼ合致しており、SSAP17に準拠すれば、後発事象に関する限り、すべての重要な点でIAS10に準拠したことになる。
SSAP18	偶発事象の会計	IAS10「偶発事象および後発事象」における偶発事象に関する規定は、SSAP18の内容とほぼ合致しており、SSAP18に準拠すれば、偶発事象に関するすべての重要な点でIAS10に準拠したことになる。
SSAP19	投資不動産の会計	イギリス特有の制度につき、IASはない。
SSAP20	外貨換算会計	SSAP20の要件にしたがえば、自動的に、IAS21「外国為替レート変動の影響の会計処理」に準拠したことになる。
SSAP21	リース契約および 買取選択権付 リース契約の会計	IAS17「リースの会計処理」の要件は、ほとんど、SSAP21の内容と一致しており、このSSAP21に準拠するならば、すべての重要な点で、IAS17に準拠したことになる。
SSAP22	営業権の会計	IAS22「企業結合の会計」の営業権の会計に関する規定は、SSAP22の内容とほぼ合致しており、SSAP22に準拠すれば、重要な点ではすべてIAS22の営業権の会計に関する規定に準拠したことになる。ただし、ここで言及しているIAS22は、1983.11公表のものであり、IASCは1993.11にIAS22を修正した。修正後IAS22では従来認められていた剰余金を相手勘定とした一時償却方法が禁止された。したがって、現在では、SSAP22とIAS22は大きく異なる。ASBは1996.6.27にFR ED12「営業権および無形固定資産」を公表。IAS22の修正に対応するものであり、準拠性を調整中。
SSAP23	企業取得と合併の会計	FRS6「買収および合併」により1994.9に撤回。
SSAP24	年金費用の会計	この基準書にしたがえば、自動的に、IAS19「事業主の財務諸表における退職給付の会計」に準拠したことになる。IASCは1996.11にIAS19を修正した。ASBは1995.8に「年金費用の会計」と題するDPを公表。

表3 国際会計基準導入状況

番号	タイトル	内容 (IASへの準拠性)
SSAP25	セグメント情報の会計	この基準書の要件に準拠するならば、次の諸点を除き、すべての重要な点でIAS14「セグメント情報の開示」に準拠したことになる。a) セグメント相互間における振替価格の決定基準を開示することは要求していない。IAS14に準拠するためには開示が必要。b) セグメントの「正味資産」開示をもとめるが、IAS14ではセグメントが「使用した資産」の開示を求めている。しかし、第34項で述べたように、正味資産は通常、利子を生まない営業資産から利子を負担しない営業負債を差し引いたものであり、こうした場合には正味資産は使用資産と実質的に同じものとなる。c) この基準書は、IAS14にはない、次のような免除規定を設けている。(1) セグメント情報開示をすると会社の利益を著しく害することになる場合には、かかる情報を開示しなくてもよい。(2) 法律上、売上高を開示することが要求されていない会社の場合には、セグメント別の売上高も開示しなくてもよい。(3) 子会社の場合、公募有限責任会社でもなく、銀行または保険を業とする会社でもなければ、その親自体が開示している限り、この基準書が要求するセグメント情報を開示する必要はない。
FRS 1	現金収支計算書	このFRSに準拠するならば、IAS 7「財政状態変動表」にも準拠したことになる。このFRSはまた、IASCが1991.7に発表したIASの公開草案「現金収支計算書」にほぼ一致している。ASBでは、1995.12にFRED10「現金収支計算書」を公表した。
FRS 2	子会社の会計	このFRSに準拠するならば、IAS27「連結財務諸表ならびに子会社に対する投資の会計処理」に準拠したことになる。ただし、IAS27では、その企業活動の内容が他の連結対象企業のものとなることを根拠とした連結除外の規定をおいていない。企業活動の内容が異なることを根拠として連結除外することは、会社法の規定による除外である。このFRSで説明したように、会社法のこの規定が適用されるのは、こうした子会社を連結すれば、TFVを示す妨げになるという例外的な場合に限られるものと予想される。IASCのED45「企業結合」には、調和計画の実施案が盛り込まれている。これには、子会社にはなったが、完全所有していない場合に、その少数株主持分を帰属する識別可能な資産および負債の取得前簿価で測定する処理を標準的基準として提案している。このFRSでは、少数株主持分を識別可能な資産・負債を連結する額の比例として測定すること、つまり子会社を取得した場合は、取得日における公正価値によることを定めている。後者の処理もIASCが代替的基準として提案しているものである。
FRS 3	財務業績の報告	このFRSの要件は、IAS5「財務諸表に開示すべき情報」およびIAS8「異常損益項目、前期修正項目および会計方針の変更」に準拠している。また、このFRSは、1992.7にIASCが公表したED「異常損益項目、重大な誤謬および会計方針の変更」にも準拠している。

表4 国際会計基準導入状況

番号	タイトル	内容（IASへの準拠性）
FRS 4	キャピタル・インスツルメンツ	このFRSの要件は、現在のIASに準拠している。しかし、IASは公開草案(E40)として金融取引に関連した新しい基準を提案している。FRSとIASの公開草案との主な相違点は以下のとおりである。a)当該公開草案によると、特定の優先株式（例えば株主が会社に対し、買取請求権を有するような場合）については、負債として処理することを要求している。FRSの補章IIIの paragraph 5-6 に記している理由により、FRSは、資本の部への記載を要求している。b)当該公開草案によると負債の性格と資本の性格の両方の性格をもつ果実については、それぞれの性格に応じて区分することを要求している。FRSの補章IIIの paragraph 14-18 に記している理由により、ここではそのような取引についてはすべて負債として扱うものとしている。IASは1994年1月1日に(E40)を修正した新たな公開草案(E48)を公表すると発表した。修正公開草案は、上記の点に関してはE40と大きく異なることはないと考えられる。
FRS 5	取引の実体について	このテーマに関するIASは存在しない。IASCIは「財務諸表の準備と報告のためのフレームワーク」を公表している。ほぼ、合致するが、FRSの26-28項の特定の遡求権のないファイナンスについて関連づけて行う報告はIASにはない。
FRS 6	買収および合併	このFRSの要件は、以下の事項を除き、IAS22「企業合同」に準拠している。これは（改訂）IAS22「企業結合の会計処理」（1993年）にも準拠している。IASの13項にある逆さ合併の規定は、商法規定の下では該当しない。
FRS 7	買収会計時の公正価値について	IASはIAS22を公表した。IASとの主な相違点は、次の点である。（1）IASは買収にあたり取得した識別可能な資産および負債の公正価値については、買収側の使用意思に関連して決定すべき旨を要求している。一方、FRSはそのような識別可能な資産および負債は買収日の公正価値により記録されるべき旨を要求している。（2）IASでは、特定の修正項目は公正価値の修正として扱うことになる。例えば、買収に関連して、買収側の異なった目的を反映することによって生じた追加的負債の認識がある。一方、FRSは、これらの修正は、買収後に生じた取引（修正）として取り扱うことになる。したがって買収時の公正価値の修正とはしない。
FRS 8	関連当事者の開示	FRSに準拠するならば、IAS24「関連当事者の開示」の重要な部分について準拠したことになる。ただし、特定の子会社の除外の部分については異なる。FRSは、子会社で、その議決権の90%がグループ内で支配されており、取引がグループとの間もしくはグループの関連当事者との間で行われる場合で、かつ当該子会社が含まれている連結財務諸表が公開されている場合には、開示が要求されない。一方、IAS24では、100%の資本関係にある親子会社が同一の国内に所在し、かつ連結財務諸表が当該国で作成されている場合には、子会社の財務諸表のなかでの開示は要求されない。